

地域診療情報連携推進費補助金交付要綱新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">地域診療情報連携推進費補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 地域診療情報連携推進費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、医療機関の主要な情報を外部に保存することで、災害など非常時のバックアップとするとともに、連携医療機関相互でデータの閲覧を可能とすることにより、災害などの非常時に過去の診療情報による継続した医療の提供及び質の高い地域医療連携の推進を図ることを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、平成24年4月5日医政発0405第38号厚生労働省医政局長通知の別紙「<u>医療情報連携・保全基盤推進事業実施要綱</u>」に基づき、都道府県、市町村及びその他厚生労働大臣が認める者が行う医療情報連携・保全基盤推進事業（以下「事業」という。）を交付の対象とする。</p> <p>(削除)</p>	<p style="text-align: center;">地域診療情報連携推進費補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 地域診療情報連携推進費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、地域の中心的役割を果たしている医療機関にWeb型電子カルテシステムを導入することで、周辺の連携医療機関においても、セキュリテイを確保したインターネット等を介して電子カルテシステムを活用できるようにすることにより、電子カルテシステムの一層の普及を図ること及び地域における医療連携体制促進の基盤として、地方公共団体の責任の下で診療情報を電子保存する地域共同利用型データセンターを設置することにより、個々の医療機関が行っている医療情報の管理経費を軽減し、互換性の確保等を図ることを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、平成22年3月25日医政発0325第9号厚生労働省医政局長通知の別紙「<u>地域診療情報連携推進費補助金実施要綱</u>」に基づいて行われる次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 都道府県、市町村及びその他厚生労働大臣が認める者が行うWeb型電子カルテ</p>

(削除)

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
- (1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1 基準額

2 対象経費

- ① 地域医療連携での情報共有に必要なサーバーシステムを導入するために必要な経費。(サーバー等機器導入費、システム設計・開発費、ネットワーク構築費、取付工事料を含む)
- ② ①のサーバーに用いる無停電装置に必要な経費。
- ③ 既存システムを、①のサーバーへ対応させるための改修経費。

(交付の条件)

- 5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

システム導入事業。

(2) 都道府県が行う地域共同利用型データセンター設置事業。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
- (1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1 基準額

2 対象経費

- (1) Web型電子カルテシステム導入事業に必要なシステム設計・開発費、ネットワーク構築費、備品購入費(取付工事料を含む。)
- (2) 地域共同利用型データセンター設置事業に必要なシステム設計・開発費、備品購入費(取付工事料を含む。)、委託料

(交付の条件)

- 5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

改正後	改正前
<p>(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>(4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円（民間団体にあっては 30 万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。</p> <p>(5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。</p> <p>(7) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。</p> <p>ア 補助事業者が地方公共団体の場合</p> <p>補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第 1 号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておくなければならない。</p> <p>イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合</p> <p>事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管してなければならない。</p> <p>(8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第 4 号様式により速やかに厚</p>	<p>(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>(4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円（民間団体にあっては 30 万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。</p> <p>(5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。</p> <p>(7) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。</p> <p>ア 補助事業者が地方公共団体の場合</p> <p>補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第 1 号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておくなければならない。</p> <p>イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合</p> <p>事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管してなければならない。</p> <p>(8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第 4 号様式により速やかに厚</p>
<p>(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>(4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円（民間団体にあっては 30 万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。</p> <p>(5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。</p> <p>(7) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。</p> <p>ア 補助事業者が地方公共団体の場合</p> <p>補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第 1 号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておくなければならない。</p> <p>イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合</p> <p>事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管してなければならない。</p> <p>(8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第 4 号様式により速やかに厚</p>	<p>(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>(4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円（民間団体にあっては 30 万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。</p> <p>(5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。</p> <p>(7) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。</p> <p>ア 補助事業者が地方公共団体の場合</p> <p>補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第 1 号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておくなければならない。</p> <p>イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合</p> <p>事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管してなければならない。</p> <p>(8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第 4 号様式により速やかに厚</p>

改正後	改正前
<p>生労働大臣に報告しなければならぬ。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合には、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、厚生労働大臣に報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(申請手続)</p> <p>6 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、<u>補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合</u></p> <p>ア 補助事業者は、第2号様式による申請書に<u>関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。</u></p> <p>イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめる<u>うえ、毎年度6月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</u></p> <p>(2) (1) 以外の場合</p> <p><u>補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度6月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</u></p> <p>(変更申請手続)</p> <p>7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。</p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>8 厚生労働大臣は、6若しくは7による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。</p>	<p>生労働大臣に報告しなければならぬ。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合には、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、厚生労働大臣に報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(申請手続)</p> <p>6 この補助金の交付の申請は、<u>第2号様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度9月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</u></p> <p>(変更申請手続)</p> <p>7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。</p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>8 厚生労働大臣は、6若しくは7による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。</p>

改正前	改正後
<p>(補助金の概算払)</p> <p>9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。</p> <p>(実績報告)</p> <p>10 この補助金の事業実績報告書は、第3号様式による報告書に係る書類を添えて、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日(5の(2))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>11 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。</p>	<p>(補助金の概算払)</p> <p>9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。</p> <p>(実績報告)</p> <p>10 この補助金の事業実績報告書は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合</p> <p>ア 補助事業者は、第3号様式による報告書に係る書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものとする。</p> <p>イ 都道府県知事は、アの報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日(5の(2))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) (1) 以外の場合</p> <p>補助事業者は、第3号様式による報告書に係る書類を添えて、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日(5の(2))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>11 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(その他)</p> <p>12 特別の事情により、4、6、7及び10に定める算定方法、手続きによること がでない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>	<p>(その他)</p> <p>12 特別の事情により、4、6、7及び10に定める算定方法、手続きによること がでない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>